

個人住民税当初課税資料処理等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市における個人住民税の賦課業務において、さらなる行政サービスの向上のために、徴税吏員以外の者が処理できる業務の一部を民間事業者に委託することによって、民間活力と職員の適切な分担を図り、業務の効率化をより一層推進する必要があります。

これらを踏まえ、個人住民税当初課税資料処理等業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者にかかる業務実績、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、対象契約の内容に最も適した者（以下「契約候補者」という。）を選定するためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するにあたり、必要な手続きを定めるものとします。

2 業務の概要

(1) 案件名

個人住民税当初課税資料処理等業務委託

(2) 業務内容

別紙「個人住民税当初課税資料処理等業務委託仕様書」を想定していますが、本プロポーザルにおける契約候補者からの提案内容を踏まえ、契約締結前に、発注者及び契約候補者と協議のうえ、業務内容を変更できるものとします。

(3) 履行期間（4か年度継続事業）

令和9(2027)年1月4日から令和9(2027)年6月30日、令和10(2028)年1月4日から令和10(2028)年6月30日、令和11(2029)年1月4日から令和11(2029)年6月29日までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和9(2027)年1月3日までは本委託業務の運営に向けての業務準備期間とし業務の開始に備えること。なお、この期間における委託料は発生しないものとする。

(4) 契約上限金額

金65,340,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、期間ごとの支払限度額は以下のとおり（いずれも消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

令和9(2027)年1月4日～令和9(2027)年3月31日	14,443,000円
令和9(2027)年4月1日～令和9(2027)年6月30日	7,260,000円
令和10(2028)年1月4日～令和10(2028)年3月31日	13,750,000円
令和10(2028)年4月1日～令和10(2028)年6月30日	7,667,000円
令和11(2029)年1月4日～令和11(2029)年3月31日	14,520,000円
令和11(2029)年4月1日～令和11(2029)年6月29日	7,700,000円

3 本契約に係る受注者の選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとします。

なお、契約候補者の選定については個人住民税当初課税資料処理等業務委託プロポーザル事業者選定委員会が行うものとします。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者となります。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申請書の提出日に、令和8(2026)年度みよし市競争入札参加資格者名簿に

大分類「役務の提供等」

中分類「その他の業務委託等」

小分類「その他（業務委託）」

の業種において登載されている者であること。

(3) 公告日から契約締結までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領(平成 25 年 2 月 21 日施行)」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成 25 年 3 月 14 日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締結)」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

(4) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。(ただし、契約を締結する営業所としてみよし市競争入札参加資格者名簿に登載された営業所に限ります。)

(5) 令和 3 (2021) 年度以降に、人口 6 万人以上の地方公共団体において、同種、類似の業務を完了させた実績を 1 件以上有すること

※同種の業務とは、地方公共団体における個人住民税の賦課等に関する業務(給与支払報告書、市・県民税申告書、確定申告書の補記、点検)とする。

※類似の業務とは、その他の税目に関する業務とする。

(6) 本契約は、みよし市公契約条例(令和 5 年みよし市条例第 38 号)第 2 条第 2 項に規定する特定公契約の対象となるため、同条例に係る法令を遵守すること。

(7) 個人情報について、適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)による「プライバシーマーク(P マーク)」または当該業務委託を請け負う事業分野を登録範囲とした ISMS 認証を取得していること。

5 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

(1) 受付期間

ア 参加資格、参加申込みに関する質問

令和 8 (2026) 年 6 月 23 日(火) から令和 8 (2026) 年 6 月 30 日(火) 午後 5 時まで

イ 企画提案に関する質問

令和 8 (2026) 年 6 月 23 日(火) から令和 8 (2026) 年 7 月 24 日(金) 午後 5 時まで

(2) 提出方法

質問がある場合は、「質疑書」(様式第 5 号)に質問事項を記載の上、電子メール(税務課メールアドレス zeimu@city.aichi-miyoshi.lg.jp)により、税務課に提出してください。

なお、電子メールの件名は「みよし市個人住民税当初課税資料処理等業務委託質疑提出(社名)」とし、電子メールの送信後は速やかに電子メール到着の有無を電話で税務課(税務課電話番号 0561-32-8003)に確認してください。

(3) 回答

ア 参加資格、参加申込みに関する質問

令和 8 (2026) 年 7 月 2 日(木) までに、電子メールで参加申込事業者全員に回答

イ 企画提案に関する質問

令和 8 (2026) 年 7 月 29 日(水) までに、電子メールで参加承認事業者全員に回答

質疑に対する回答については、「質疑回答書」(様式第 6 号)により、参加事業者全員に対し参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛て電子メールで回答します。

6 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

(1) 参加申請書類

ア 参加申込書(様式第 1 号)

イ 会社概要調書(様式第 2 号)

ウ 業務実績調書(様式第 3 号)

エ 会社概要(会社パンフレットなど任意)

※提出された書類の修正又は変更は認めません。また、審査終了後であっても提出書類の返却は行いません。

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出方法

みよし市役所市民経済部税務課に電子メールで提出

(4) 提出先

税務課メールアドレス zeimu@city.aichi-miyoshi.lg.jp

電子メールの件名は「みよし市個人住民税当初課税資料処理等業務委託参加申込：社名」とし、電子メールの送信後、速やかにメール到着の有無を電話で税務課（電話番号 0561-32-8003）に確認してください。

(5) 提出期限

令和 8 (2026) 年 7 月 6 日（月）午後 5 時まで ※期限厳守

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和 8 (2026) 年 7 月 8 日（水）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

7 企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下の企画提案書等を提出してください。

なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類及び提出部数

	書類名	提出部数	備 考
ア	企画提案書等提出届（様式第 7 号）	正本 1 部	会社名、代表者氏名等の必要事項を漏れなく記入をしてください。
イ	企画提案書（任意様式）	正本 1 部 副本 1 部	仕様書に基づき、評価基準の項目を踏まえて作成してください。
ウ	業務実施体制調書（様式第 8 号）	正本 1 部	業務の実施体制について記入してください。
エ	配置予定者調書（様式第 9 号）	正本 1 部	契約締結後に配置する予定である責任者及び担当者を記載してください。同種業務の履行実績がある場合は、契約の実績概要を記載してください。ただし、令和 3 (2021) 年度以降の実績に限ります。
オ	工程計画書（様式第 10 号）	正本 1 部	仕様書等を参考に履行期間におけるスケジュールを作成してください。
カ	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式第 11 号）	正本 1 部	指定された添付書類と一緒にご提出ください。
キ	見積書（任意様式）	正本 1 部	・見積提示金額とその内訳が分かるように作成してください。 ・金額は消費税を含むものとし、契約上限額を超える金額の場合は失格とします。 ・年度ごとに見積書を作成するとともに、4 年度分の合計額も提示してください。

【書類作成時の注意事項】

- ・書類は日本産業規格によるA4判の規格で作成してください。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とします。
- ・ファイル形式はPDF形式としてください。
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- ・1事業者について1提案とします。
- ・正本は、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、アからキまでの順に並べてページ番号を付し、1つのPDFファイルとして提出してください。
- ・企画提案書の副本は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入をせず、正本とは別のPDFファイルで提出してください。なお、副本には作成した事業者が推定できるようなマークや記述等を行わないでください。
- ・提出書類は、本プロポーザルによる事業者選定にのみ使用しますが、みよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号）第5条の規定に基づく行政文書の開示請求がされた場合は、同条例第7条各号に掲げる情報（個人に関する情報、公にすることで法人の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除き、原則としてこれを開示することとなるため、不開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ不開示としてほしい項目及びその理由について書面で意見書を提出してください。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認め難い場合は、意見書の内容にかかわらず開示することがあります。

(2) 提出方法

みよし市役所市民経済部税務課へ電子メールで提出

(3) 提出先

みよし市役所市民経済部税務課 メールアドレス zeimu@city.aichi-miyoshi.lg.jp

電子メールの件名は「みよし市個人住民税当初課税資料処理等業務委託企画提案書:社名」とし、電子メールの送信後、速やかにメール到着の有無を電話で税務課（電話番号 0561-32-8003）に確認してください。

(4) 提出期限

令和8(2026)年8月3日（月）午後5時まで ※期限厳守

(5) 構成とポイント

- ・提案書は下表に示す構成とすること。
- ・提案のポイントに留意し文章で簡潔に記載すること
- ・副本の提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと
- ・文章を補完するために、イメージ図や図面等を使用しても差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。なお、イメージ図や図面等の補完的説明については、11ポイント未満のフォントサイズを認める。
- ・企画提案書に記載する提案内容は、確実に実施できるものとする。
- ・作成枚数は構成ごとにA4で2ページ以内とします（表紙は含みません）。

	構成	ポイント
1	基本方針	・課税業務に対する考え方、コンプライアンスの考え方を記載すること。

2	業務の実施・管理体制	・業務を確実に実施するための市との連携、事前準備、責任者や従事者の選考・採用、人員体制(通常期・繁忙期)、役割分担や従事者の勤務規律等について記載すること。また、災害や事故等が発生した場合の応急対応、復旧対応等について記載すること。
3	業務知識に係る教育・研修	・業務を的確に実施するために必要な従事者の業務知識の教育、研修についての指導体制、項目及びその内容等を具体的に記載すること。
4	課税資料の管理及び個人情報保護の取り組み	・個人情報の漏洩防止対策として取り組む課税資料の管理方法や責任体制等について記載すること。
5	独自提案	・独自提案(事務効率化、改善手法等)があれば、目的、手法効果等について具体的に記載すること。ただし、見積提示金額の範囲で実施すること

8 審査の手続

企画提案書等の審査については、下記のとおり行います。

(1) 選考方法

ア 本プロポーザルに関する評価基準の策定及び企画提案書の審査を行うため、選定委員会を設置し、別添「個人住民税当初課税資料処理等業務委託プロポーザル評価基準」に基づき審査します。

イ 選定委員会の会議及び審査内容は非公開とし、第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点等の審査に関する異議は受け付けません。

(2) 第1次審査（書類審査）

ア 提出された企画提案書等について、別に定める評価基準に従い書類審査を実施します。

イ 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、第2次審査を行うものとします。

（企画提案書等の提出者が3者以下の場合は第1次審査を実施しません。）

ウ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和8(2026)年8月17日(月)までに、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 開催日時

令和8(2026)年8月27日(木) 午前9時30分から(予定)

イ 開催場所

みよし市役所庁舎3階研修室4、5(予定)

ウ 審査の方法

1 事業者につき5分以内で準備、15分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を20分程度設けます。プレゼンテーションの参加者については1団体につき5名までとします。

パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可としますが、投影資料は提出された提案書のみとします。使用する機器類や通信回線等が必要な場合は参加者が用意し、機器の準備等に要する時間については準備時間内で行ってください。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、業務実施体制調書に記載した管理技術者及び担当者が

行うものとし、会場に入場できるのは5名までとします。入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身につけないでください。なお、当日受付にて説明に参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

オ 説明方法

- (ア) 提出済みの企画提案書の説明に沿った内容で説明すること。
- (イ) 当日配布資料は認めない。
- (ウ) プレゼンテーションを行う順番については、企画提案書の提出順とする。
- (エ) 説明に必要な資機材は参加者が準備すること。

カ 評価基準

別に定める評価基準に従い審査します。

9 契約候補者の選定

- (1) 選定委員会は、評価項目、評価基準等に従い、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査し、契約候補者を選定します。
- (2) 第1次審査及び第2次審査における合計点数の総計が最高得点の者を契約候補者とし、2番目に高い得点の者を次点者とし、最高得点と同点だった場合には、第2次審査の得点が高い提案者を契約候補者として選定します。ただし、選定委員の採点結果が最低基準点（60%）以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。
- (3) 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとし、選定委員の審査の結果、最低基準点（60%）以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

10 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書等を提出した全ての者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

また、審査結果についてはみよし市ホームページに掲載し、公表するものとします。

11 公募から事業者選定までのスケジュール(予定)

内容	期日・期間等
公募の開始	6月23日（火）
参加申込	6月23日（火）～7月6日（月）午後5時
質問の受付（参加申込みに関する事項）	6月23日（火）～6月30日（火）午後5時
企画提案書等の提出	7月13日（月）～8月3日（月）午後5時
質問の受付（企画提案書等の提出に関する事項）	7月13日（月）～7月24日（金）午後5時
プロポーザル事業者選定委員会（第1次審査）	8月7日（金）予定
第1次審査結果通知	8月17日（月）
第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	8月27日（木） 午前9時30分から（予定）
プロポーザル事業者選定委員会	8月27日（木）
競争入札審査委員会（結果報告）	9月7日（月）
第2次審査結果通知	9月14日（月）
契約締結	9月30日（水）予定

12 参加事業者の失格

参加事業者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加申込書及び企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 上記「4 参加資格要件」を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合
- (2) 企画提案書等必要な書類を提出しない者又は提出期限に遅れた者
- (3) 実施要領・仕様書等の規定に違反した場合

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの、または不明確なものを提出した場合

(6) プレゼンテーションに出席しなかった場合

(7) 契約上限金額を超える提案を行った場合

(8) 本プロポーザルに関して不正行為等があった場合

13 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルが中止になった場合においても同様とします。